

9条連 ニュース

— 世界へ未来へ —
Peace Constitution League
Since 1995.8.15
No.349

2024年3月20日 毎月1回 20日発行 1997年4月14日第3種郵便物認可

主な記事

- 巻頭言 常岡 せつ子 1
- 反戦を掲げる護憲派は、明確な「停戦」の声を 2,3
- 自治破壊した「代執行」の高額なツケ
民意無視の辺野古新基地建設の問題点 4,5
- 沖縄を二度と戦場にはさせない！
決めるのは主権者の私達 6,7
- 映画紹介・9条連近畿北部連絡会報告 8
- 政治展望台 9
- 本の紹介、平和川柳 10

代表 浅井基文／浅野健一／植野妙実子／C・ダグラス・ラミス／常岡せつ子
中山弘正／樋口陽一／山家悠紀夫／藤野美都子

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-2-13
目黒さつきビル303号
TEL 03-5747-9994
FAX 03-5747-9919



ホームページはこちら

<https://9joren.net/> E-mail: 9joren@ams.odn.ne.jp 創刊号1995年1月20日発行 定価100円 年間購読料1,500円(郵送料含む) 郵便振替口座 00160-2-96579「9条連」

昨年10月7日のハマスによる急襲に対するイスラエルのガザへの大規模な無差別攻撃は、住宅や学校や病院を破壊し、多くの民間人を殺害している。ガザ保健省によると、3月7日現在、死者は3万717人にのぼる。また、飲料水、食料、医薬品、エネルギーの供給が絶たれたことにより、深刻な人道危機に陥っている。

国際社会からはイスラエルの攻撃が過剰であるという批判の声が高まり、そうしたなか昨年12月19日、南アフリカがイスラエルをジェノサイド条約違反として国際司法裁判所に訴えた。同裁判所は、1月26日イスラエルに対してジェノサイドを防止するための、あらゆる措置を講ずること等、を命ずる暫定措置命令を下した。この命令は即時停戦を求めるものでも、イスラエルの行為がジェノサイドに当たると認定するものでもなく、その意味で限定的なものだったが、ネタニヤフ首相は「イスラエルには自衛権があり、言語道断」として強く反発した。

国際法で自衛権の行使という武力行使が認められている(国連憲章51条)のは、軍事力とその行使に「正しい」ものがあるという考え方が、国際社会の「常識」となっているからだ。だが、この「常識」を疑ってみる必要はないだろうか。自衛戦争

ガザ攻撃から考える 戦争放棄と 平和的生存権

9条連共同代表 常岡 せつ子



を「正しい戦争」であると国際法で認めている限り、「自衛」の名により、実際には自衛権の行使ではない武力行使が正当化され、その行使の態様も、国際法で定める制約をいともたやすく逸脱してしまうことは、今回のガザ攻撃にとどまらず、国際社会の現実の姿である。

これに対し、日本国憲法は「正しい戦争」を認めていない。一切の軍事力の保持とその行使は、日本国民のみならず全世界の国民の生命や尊厳を守るどころか、これを破壊するという認識に立ち、9条であらゆる軍事力の保持と一切の戦争を放棄したのである。

憲法前文で日本国民は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認している。構成員に対して「恐怖と欠乏」をもたらすような社会、つまり人権侵害、不平等、貧困、飢餓、環境破壊などの構造的暴力のある社会は、それ自体平和な社会ではないという認識に立っている。

こうした構造的暴力は、戦争を生み出す土壌でもある。ハマスの急襲も、イスラエルの軍事攻撃も、その背景にはそれぞれが被ってきた「恐怖と欠乏」の歴史があった。ガザのパレスチナ人は「天井のない牢獄」と呼ばれるイスラエルの軍事封鎖の中で度重なる爆撃を受け、かたやイスラエルがハマスをナチスと同一視してガザ攻撃を正当化する背景には、第二次世界大戦中のホロコーストでユダヤ人の人間性と尊厳が徹底的に否定された記憶がある。

日本政府は、憲法に忠実に、ガザをはじめとする世界各地で起きている軍事行動の即時停止とともに「恐怖と欠乏」からすべての人が解放される国際社会の建設のためにリーダーシップを発揮しなければならない。

つねおか・せつ子

比較憲法学・フェリス女子大学名誉教授